

○説明員(岩井四郎君) この点におきましては政令でなおこまかく検討することになっておりますが、大体の目標としては人口三千くらい、そして密着なり区画を考へまして、面積は二十ヘクタールから三十ヘクタールそれ以上、そういう線を考へたいと思ひます。

○西田信一君 大休お答えでわかりました。人口についても連帯戸数についても考へるといふことですね。

排水面積とありますけれども、要するに排水面積というものは、その排水を必要とする市街面積というふうに考へてよろしいのですか。

○政府委員(町田稔君) 御意見の通りであります。

○西田信一君 次に御尋ねいたしますが、そういう考へ方でおやりになるといふことであれば大へんけつこうだと思ひますが、そこで私は相当の都市については、下水道設置を義務づけるというところが、むしろ必要ではないかというふうにも考へるわけですが、この法律ではもちろんそういうことがありませんが、そういうことについてはどういう御検討をなさいましたですか。

○政府委員(町田稔君) 下水道を普及いたしますためには、法律で、相当の都市は下水道を設置することを義務づける、というところが最も有効な手段だと思ひますが、そのためには国としても援助について義務を負う規定を設ける必要があると思ひます。そういうことになりまして、かなり財政上その他において問題もありませんし、それから下水道ばかりでなく一般公共施設の設置につきまして、公共団体に義務を課した他の立法例もございますので、下

水道法にはその点規定してございませうが、今後下水道事業を各都市に大いに伸ばしていくように、予算的な措置その他を講じて参りたいと思ひます。

○西田信一君 次に都市下水路についてですが、これは当該地方公共団体がみずから指定することになっておりますね。これはみずから指定するのであります。これは自由な指定をするわけだと思ひますが、これを指定をするということと、それから国の予算補助になっているように、指定がなければ補助を受けることができないことになるのか、それとも指定ということと補助の関係は何か関連があるのかどうか。

○政府委員(町田稔君) 現在は都市下水路というものがございせんので、都市下水路という名前前で事実上予算がついております。それで今後この法律が制定になりました場合には、都市下水路を都市下水路として取り扱って参りたいと思ひておりますが、その場合には予算の範囲内におきまして都市下水路と指定されたものに国が補助をする、こういうふうなことに参りたいと思ひます。

○西田信一君 この法律が成立した後、この法律によつて当該地方公共団体が、いわゆる都市下水路と指定したものに限つて将来補助を考へる、こういうお言葉ですか。

○政府委員(町田稔君) 御意見の通りでございませう。

○西田信一君 そういたしますと、この地方公共団体が指定をするということとは、補助の前提になるということでは、ここでもちろん政令で規模を定め

るようになっておりますが、その規模通りのものであれば、地方公共団体は自由にいつでも指定できる、これは要するに政府側との協議とかというふうなことは一切なしに、指定できるというふうな解釈してよろしいのですか。

○政府委員(町田稔君) 御意見の通りでございまして、指定に当りまして、特に事前に建設省と協議をする必要はございせん。

○西田信一君 次に下水道の定義がございまして、これはこのように考へてよろしいのでしょうか。尿尿浄化槽を除くということになっておりますね。尿尿浄化槽、タンクというか槽ですね、これだけを除いたものを下水路というのだ、こういうことであつて、尿尿処理場というものは下水と切り離すというのじやないのございませうね、この点いかがですか。

○政府委員(尾村久君) これは尿尿浄化槽というものが熟語になっておりまして、ああいう水槽便所式のあれだけでございませう。

○西田信一君 この前も前回の委員会では他の先生から御質問があつて、お答えがあつたので繰り返してお聞きするやうで恐縮ですが、私もどうも尿尿処理場はこれは当然下水道と切り離すことのできなないものであつて、これは当然一本化するべきものであり、従つて行政機構においても一本化されるのが望ましいと思ひますが、この法律によりますと公共下水道の定義には、下水を排除すべき区域がある規模以上であり、かつ汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠であるというふうになつておりますが、これは将来やつぱり最終的に処理をするというところを、

下水道の何といひますか定義の中に、下水道の本質の中に、処理をするというところを入れるお考えは、お持ちにならないでしょうか。ただしこれはもちろん大都市の場合、あるいは中都市、小都市の場合によつて、必ずしもそれは全部処理しなければならぬということにはならないと思ひますが、処理することが本則である、本休であるというふうなことになるならば、下水道には終末処理が必ずつくのだ、こういうふうな考へる。それ以外の終末処理を含まない下水道、そういう所については何かしらん少しもの足りないものを感ずるのですが、この点は建設省と厚生省、両方から御意見を伺いたいと思ひます。

○政府委員(尾村久君) 厚生省といひましたけれども、都市で公共下水道が敷設される以上は、尿尿処理もまたこれによつて処理される、これが一番理想である、こう信じております。

○政府委員(町田稔君) 公共下水道を設置いたします際に、尿尿処理を将来原則としては全部施設をしていくというやうに考へるべきだと思ひます。ただ地方の財政的な事情等からます管を作つておく、ということをお考へなさる場合もございまして、理想としては先生の考へるやうな通りにいくべきだと建設省も考へております。

○西田信一君 そういうお考えであるといひますならば、今回この提案されておる下水道法案というものは、暫定的な法律であつて、将来も理想的なものとしては終末処理を含むところの下水道法であるべきで、将来そういう方向に一つこれは改めて、何といひますか改案されるというやうな、将

来に対してはそういうお考えはお持ちなんでしょうか。

○政府委員(町田稔君) 今回の下水道法案におきまして、公共下水道の定義の中に書いてございませうに、公共下水道には終末処理場を有することを前提としております。それでございまして、今回の下水道法におきまして、終末処理場まで含めたものを下水道と考へております。ただその下水道のうち終末処理場の部分は、所管省としては厚生省であるということだけでございまして、下水道であることは間違いないということになっております。

○西田信一君 それから財政援助のことですが、これもこの前の質問にお答えがあつたやうでございませうけれども、こちらのこの公共下水道に對しましても、これは財政援助ができるというやうなことになるお考へ。そういう意味からいへば、都市下水路に對しても同様な扱いをしてよかつたのじやないかと思ひますが、特に法律に書かれていないで予算法上にとどめられた理由は、何か特別なものがあるのございませうか。

○政府委員(町田稔君) 都市下水路につきましても従来予算補助がございまして、従来の都市下水路に該当するものについて予算補助がございまして、ただ下水道としましては公共下水道が理想の形でございまして、公共下水道ができるまでの間、都市下水路をもつて暫定的に代用をしていくというやうな意味がございまして、実はこの第三十四条の補助の規定におきましては、公共下水道だけ補助規定を設けたのでございまして、衆議院の方におき

まして御審議がございました際に、この点修正を受けております。

○西田信一君 衆議院の修正は、これは全くその意を得たものでございますから、これはけっこうであります。そこで公共下水道に対する国の補助ですが、これは「政令で定めるところにより」云々とございますが、たしか地方で特別な要請等もあったと思いますが、たとえば道路等について特別の法律補助をしている地域がある。そういう意味からいふならば、やはりこの場合においても同様の措置が講ぜられてしかるべきだと思いますが、政令等においてそういう点御考慮になる御意思が御ありでしょうか。

○政府委員(町田君) 政令で補助率を定めることになっておりますが、ただいまお話のございましたような点も十分考慮をして、今後政令案を作つて参りたいと思つております。

○岩沢忠恭君 前の委員会の際にお願ひした、この下水道法案に関する両省の覚書を今お手元にくばられておりますが、これを厚生省側から一つ説明をして下さい。

○政府委員(尾村君) お手元にあります覚書の案、これは建設、厚生両省で十分協議をいたしまして、大體成案を得たものでございますが、この一の(四)でございます。これは「終末処理場」に關しまして「放流するため」という場合に、いかにもこれでありますと、広い所に放しっぱなしだけが考えられるように思われますので、そうでなくて最近のように、終末処理の結果、これを工業用水に再回収といひますか、再生産的に使うといふものも含むといふことを、お互いに了解いたし

たわけでございます。

それから(四)の「排水施設中途に設けられたポンプ施設、スクリーン及び沈砂池」これはあくまで途中で圧を加える、あるいはごく粗大な大きな木切れとかそういうようなもの、それから大きな砂のたぐいを沈澱せしめて、機械、施設を保護するといふ意味で、ほんとうの意味の質的な処理といふことではないものが大部分でございます。で、こういうようなもので一々終末処理といふようなことで、むずかしい規制をかけるということとは全く間に合いませんので、そういうようなものは一応処理といへば処理といへます。ほんとうの意味の、ここで言う終末処理でないといふことを明確にしたわけでございます。従ひまして、所管ももちろん、そういうものはパイプと一本で建設でやりになる、こういうことでございます。

それから終末処理場というものは、從來もこれはお互いの解釈ははっきりしておつたのでございますが、ただ質的な改善といふ場合に、しからば一構内にあるポンプそのものは質的改善に關係ないんじゃないか、機械を運搬する間接的な基本施設というやうないろいろなこともありまして、大蔵省との折衝した予算をそれじゃどこからどこまで出すというやうなことがあつてはいいませんので、いわゆる「相完施設」として、この終末処理そのものをやるのに一貫して装置になつてゐるものは、この構内のもを終末処理場というものに含む、こういうやうに想定したわけでございます。ちやうど(四)と(四)がそこではつきり線を引いた、こういうことになる。

それから(五)につきまして「政令又は省令」、いろいろな所で各条文に出て参りますが、そのうち終末処理場に関する事項につきましては、厚生省の意見を尊重する、それからこれを除く事項につきましては、建設省の意見をそれぞれ尊重するといふことは、政令の場合には当然各省でこれはそれぞれ審査いたしまして、政令がでるわけでございますが、その場合に形式的に各省それぞれ勝手なことを言つては、これは物事が進捗いたしませんので、あくまでこの主管をするところの意見を十分尊重する、その専門的な知識を尊重する、こういう意味で両省ではつきり申し合はれたわけでございます。

(理事石井桂君退席、理事福浦麗藏君着席)

それから放流水の水質の問題でございます。これは放流水の衛生的な問題、衛生のほかに若干人間以外の魚類とか、さやうなものとの関連もござい

ますが、主として衛生関係でございますが、この点について両省の間に關する限り、両省がこれは十分意見を協議してやつたわけでございます。それから三でございますが、これは事業計画の認可が出て参りますが、この場合にこの条文に基きまして、パイプ、排水施設の方は建設大臣で、それから終末処理場は關しましては厚生大臣でやります。しかしながら先ほどの説明にもありましたが、現在百四十都市がやつておりました、そのうちのまだ終末処理場は一部でございますので、この事業の内容は、非常に厚生省の方の認可事項の方がはるかに多いと思ひますが、その場合に相互に直ちにすみやかに、このお互いに出て参りました内容

の概要を、文書で連絡通報して、それぞれ協議をしてお互いの計画にそのないやうに便宜に供すると、こういうことをきめたわけでございます。

それから四の公共下水道の計画に當りましては、その公共下水道の区域の便所の水洗化を極力促進せしめるやうに、行政指導を両方でお互いにこれはやる。といひますが、できれば既設の家屋についております便所も、せつかく公共下水道ができるならば、強制的に水洗化が望ましいのでございますが、これは現在の建築基準法によりまして、既設の便所を直ちにここで強制するといふことが、先ほどの國家の補助負担、さやうなものとの關係からできませんので、これは極力行政指導で変えるやうにしていく、これは両省で強力に指導しよう、こういうことを申し合せたわけでございます。

それから五の公共下水道以外の終末処理場を有する下水道、すなわち小さい、たとえば専用下水道に例をとりますれば、専用下水道といふやうなものに當るやうなもので、やはり終末処理場を有する下水道もこれはあり得るわけでございますが、これはできるだけ將來下水道法で法的な措置を講ずる、さうあたりはこれまでは入らない、さやうなことにいたしておきます。これが入れれば建築基準法の方の規定も同時に改正する。これは両省で努力しようといふことを、これも十分両方で認識しあつた、かやうなわけでございます。

○岩沢忠恭君 ただいまの部長の御説明、法案に關する覚書についてはわかつたのでありますが、要するに下水道法案の内容からみると、この下水道法案、非常に微にわたつて、法文として私は近來にない傑作のやうに思ふのですけれども、ただその主管問題が終末処理を厚生省でやり、その他のものを建設省でやるということになつておるの、どうしても解せないのです。というの、建設省が一種の排水作業だけを担任する。將來における都市の衛生といふ点からみると、終末処理をいかにするかといふことが非常な関心の的、これではどうも何がゆゑに二つに分けたかといふことがどうしても解せないものであります。また先ほどの覚書によつても、両省が將來尿の問題は、水洗便所にできるだけ勸奨して、都市の衛生設備を完備するといふことになれば、當然どの排水管工事にしても下水管にしても、みんな終末処理場で処理を行わなければならぬ、また行ふ計画ですべてのことをやつておる。そういうことになれば結局下水道法案は今建設省がお出しになつておりますけれども、事實はこの厚生省が全部持つておるといふことになるのじゃないかと思ふのですが、さういふことならなぜこの終末処理を厚生省と建設省と分離してやつてゐるか。私どもは下水道といふものは一本であるべきものだと思ふ、こう考へておる。だから下水道を厚生省でなせおとりにならなかつたか、その点何か理由があるのですか。

○政府委員(尾村君) ただいまの御意見のやうに、両省でいろいろこれを審査するときに、下水道法案そのものは全部一本化しておるわけでございますが、これを實際に取扱う主管省がここでは両省になつておりますが、實際的にはここへ盛り込まれておるせん工場の廢液の、いわゆる下水を処

理するとか、そういうものもありまして、これはさらに他の省にもわたる点があるわけですが、法もそれから取扱いも簡略に一元化するという事は、これは一般的に望ましいことである。この点には異論はないのであります。ただこれに盛り込まれております、この生活と関連のある部分、今のお話のように下水道の場合には、現実には趣旨が将来は衛生のためということが大部分になる。もちろんしかし都市の浸水防衛等の排水も多くなる場合がありまして、これもないがしろにはできない。しかしどちらかという、下水道の形は終末処理をつけるということからみますれば、衛生が第一ということがありまして、厚生省一本という論も成り立つわけです。これもお互いに率直に話し合ったことです。

ただ現実にもう一つの問題は、下水道を全部工事をする場合には、全然新しく未開拓の所にやるということはいないのでございまして、ほとんど全部が市街地の道路に沿って、これを下へ埋めるといふような、非常にこれは道路建設あるいは市街地造成と密接な関係がある。これとも引き離していろいろ施工計画をいたしますと、非常にまたこれは、せつかく衛生の目的に厚生省の衛生計画そのものでありまして、非常に実態に合わなくて、かえってまずいんじゃないかという事。それから現にそれぞれの省の機能といひますか、機構それ自身が、やはり下水道についてはそれぞれ分離した方が、他の欠点を補ってなお余りある、いろいろな現実の解決策も持っておるというふうなことで、さしあたりはかような形でいくのがよいということになりまして、昨年の設置法の改正が行われましたときにさような趣旨で、それぞれの両省の設置法の任務の改正がなされたわけでございます。

○岩沢忠泰君 今の御説明によりまして、排水工事というやつはいろいろ道路工事に関連があるから、まあ道路の方の所管である建設省の方に譲ったんだと、それで終末処理は衛生省の見地から衛生行政をやっておる厚生省でやるんだ。こういうふうに受け取ったんですが、それはそれとして、結局工事の量からいっても、終末処理を行う地域というものは工事費から見ても非常に多い。全体としての何は排水施設の方に重点が多くなつておると、いろいろ問題も、この排水の施設を含めて生ずるものが多いと思う。だからすつきりする意味において、工事の排水という点からは建設省、衛生的な終末処理は厚生省でやるということではなく、やはり上から下までずっと一貫したことにやるのが最も望ましいので、先ほどもお話の通りに、将来はまあこの下水道に対しては、終末処理はどうしてもつけることが望ましいと、こういうようなことならば、この主管省が、終末処理は厚生省であるし、それでその他のものは建設省ということになる。将来終末処理で処理場がずっと多くなつた場合において、この主管省である厚生省というものは、先ほど私が申しましたように、下水道の所管を厚生省に取るようにする、あるいはまたその終末処理の主管を建設省の方に譲る、というふうなことが起り得ると思うのですがどうですか。

○政府委員(尾村偉久君) 将来はさうないですねという事が起り得るか存じております。ただその時期は非常な将来じゃないかと思う。われわれの方から見ておられますのは、五百都市……、近く三万に都市の要件が下りますと、強制清掃しなければならぬ、つまり汚物の強制収集を命ぜられて、自治団体の汚物処理の方法が、この下水終末処理に全部置きかえられますというものは、これはまあ非常に遠い。過半にまでなるにも、極力努力いたしましてもまだ相当遠い。やはり終末処理そのものは逼迫している問題でございますから、いろいろな実態に即した処理方法ということでそれぞれあんなばいしてやっていかねばいかんと思ひます。将来は確かにさういふことは起り得ると思ひますが、当分の間はこれが一番いいじゃないか、こう存じております。

○岩沢忠泰君 そうすると、今この法案に出てくるやつ、終末処理の主管省は厚生省でやるということを示しておるやつは、これはまあ暫定というやつは、人によれば二、三年先というふうなように考える人もあるし、あるいは、今部長のお話の通りに、相当年月の後になるだろうというふうなこともありましようけれども、まあ、大体、これは暫定暫置の過渡期における表現の仕方だ、こう解釈していいですか。

○政府委員(尾村偉久君) 将来はさうないですねという事が起り得るか存じております。ただその時期は非常な将来じゃないかと思う。われわれの方から見ておられますのは、五百都市……、近く三万に都市の要件が下りますと、強制清掃しなければならぬ、つまり汚物の強制収集を命ぜられて、自治団体の汚物処理の方法が、この下水終末処理に全部置きかえられますというものは、これはまあ非常に遠い。過半にまでなるにも、極力努力いたしましてもまだ相当遠い。やはり終末処理そのものは逼迫している問題でございますから、いろいろな実態に即した処理方法ということでそれぞれあんなばいしてやっていかねばいかんと思ひます。将来は確かにさういふことは起り得ると思ひますが、当分の間はこれが一番いいじゃないか、こう存じております。

○岩沢忠泰君 そうすると、今この法案に出てくるやつ、終末処理の主管省は厚生省でやるということを示しておるやつは、これはまあ暫定というやつは、人によれば二、三年先というふうなように考える人もあるし、あるいは、今部長のお話の通りに、相当年月の後になるだろうというふうなこともありましようけれども、まあ、大体、これは暫定暫置の過渡期における表現の仕方だ、こう解釈していいですか。

○政府委員(尾村偉久君) まあ、暫定と言ひますと、これは非常に粗末なという意味ではなくて、日本の理想的な都市形態ができてから終末処理というものが本格と言ひますと、まだ暫定のよう感じがいたします。と言ひますのが、先ほどから申し上げますように、

まだ水洗便所の強制化にも入っておりませんし、それから、他の終末処理場をつけた下水道、ここに盛り込まれておる下水道等もまだまだ残るわけでございます。さういふ意味ならばやはり暫定的な内容もある、かように考えます。

○岩沢忠泰君 そこで、今、厚生省の所管というやつは、尿尿を含んだ汚水だけと、こういうことになつておるのですが、尿尿以外の終末処理は、この覚書によると、建設省のやつだというふうなことで、どうも第三者から見ると、終末処理場は一貫して、何も譲らなくたつて、終末処理のやつを厚生省でおとりになつたらいい。それで、片方は建設省にまかし、片方のきたないやつは私のほうでやるんだというふうなことで、どうも、この下水道法案を見ると、ちぐはぐな、てんでんばらばらな、どつちにも顔を立てたというふうなことで、それは、役所としては、取扱いをお互いに覚書でつけておるんだから間違ひっこないけれども、第三者の公共企業体が仕事をする場合に、非常にどじを踏むんですね。何がゆゑに、あなたのほうの終末処理というものが非常に熱意をもつて衛生的の見地からやらなくて、尿尿以外の終末処理を建設省に譲つたのか、そのいきさつをちよつと。

○政府委員(尾村偉久君) これは両方でやはり研究いたしまして、ここていいます終末処理、すなわち水質を安全に改善するといふのは、現在のところも近い将来もおそらくこの尿尿を保有する下水以外にはないであらうという両方に見解が違ひました。むしろ、この五にありますが今度の法の規制にならない

ものがある。これはまだ建設省の所管とも厚生省の所管ともなくて、これがまだ残つておるわけでありまして、さういふ意味で、この法に盛り込まれております公共下水道に關しましては、大体全部見直しておると、こういうふうな見解でございます。

○岩沢忠泰君 根本については、僕は、建設大臣に來てもらつて、その辺のところ、将来なりあるいは現在における、こういうような法案を出したという事について、一応聞きたいと思ひますから、これ以上は質問しませぬ。

○西田信一君 今の質疑の中に、尿尿以外の場合もあるということがございしました。この法律の第二条にも下水の定義がございしますが、それには「生活若しくは事業に起因し」と、こうある。そうして「耕作の事業を除く」と、こうあるですね。そうしますと、これは建設省に聞くんですが、「事業に起因し」というのですから、工場の工場廃水なんか全部含めるといふ考へですか。

○政府委員(町田稔君) 「事業」の中には、工場関係の事業も含んでおります。○西田信一君 そうしますと、工場廃水を含めるといふことになる、相当大がかりなものになるわけですが、大きな工場があつて工場廃水が主になつてそれから市街地の汚水のほうは従ひなるというふうな場合も、公共下水道として扱われるお考えですか。

○政府委員(町田稔君) そういう場合も、公共下水道として現在も扱つておりますし、将来も公共下水道として扱つて参りたいと思ひます。ただし、

ものがある。これはまだ建設省の所管とも厚生省の所管ともなくて、これがまだ残つておるわけでありまして、さういふ意味で、この法に盛り込まれております公共下水道に關しましては、大体全部見直しておると、こういうふうな見解でございます。

○岩沢忠泰君 根本については、僕は、建設大臣に來てもらつて、その辺のところ、将来なりあるいは現在における、こういうような法案を出したという事について、一応聞きたいと思ひますから、これ以上は質問しませぬ。

○西田信一君 今の質疑の中に、尿尿以外の場合もあるということがございしました。この法律の第二条にも下水の定義がございしますが、それには「生活若しくは事業に起因し」と、こうある。そうして「耕作の事業を除く」と、こうあるですね。そうしますと、これは建設省に聞くんですが、「事業に起因し」というのですから、工場の工場廃水なんか全部含めるといふ考へですか。

○政府委員(町田稔君) 「事業」の中には、工場関係の事業も含んでおります。○西田信一君 そうしますと、工場廃水を含めるといふことになる、相当大がかりなものになるわけですが、大きな工場があつて工場廃水が主になつてそれから市街地の汚水のほうは従ひなるというふうな場合も、公共下水道として扱われるお考えですか。

市街地を離れまして工場が河川の流域に飛び飛びにある、しかも、そこが排水区域外であるという場合には、工場から直接河川に流しておるというような場合もございますが、市街地にあります工場の廃水は、全部公共下水道で処理していくというように考えております。

○西田信一君 今のお答えで、量的にいつて工場排水のほうが主で市街汚水のほうが従である場合でも公共下水道として従来も扱っておるして今後とも扱う、これに含めるんだ、というお答えがございました。そうしますと、そういう場合に、国の財政援助ですね、これとの関係はどんなことになるのですか。あわせて伺いますが、そういう場合の工場の負担金というふうなもの、この法律の上どこか現れておるでしょうか。それらの点とあわせて補助金と負担金の関係は……

○説明員(岩井四郎君) 一応ある区域を考えまして、その区域内に工場があった場合には、これは当然公共下水道になるわけでありまして、ただ、補助金は、公共下水道に対して補助を出すことになりまして、工場が入っておりまして補助は出ることになります。ただ、そうすると、工場が相当量出しておるのに負担金はというふうにするんだ、こういうことになりまして、これは量によって使用料を取りまして、これは均等になると思ひます。

○政府委員(町田稔君) なお、この法律の第十九条に、「公共下水道管理者は、政令で定めるところにより算出した量以上の下水を排除することができ、排水設備が設けられることにより、公共下水道の改築を行うことが必要と

なつたときは、その必要を生じた限度において、当該工事に要する費用の一部を当該排水設備を設ける者に負担させることができる」という規定がございます。大工場ができてそのために下水道を従来の規模以上に大きく改築しなければならぬという場合には、工場に費用の一部を負担させるという規定がございます。

○西田信一君 受益負担で若干の負担をさせるし、あるいはまた、使用料で還元する、こういうことでございまして、さつき私がお聞きした公共下水道の定義に關連してお聞きするので、けれども、さつきの公共下水道の定義において、市街地のある面積、人口、戸数以上持つておる所をというところでございますが、ただいまの御答弁によりまして、相当の工場廃水が主になるような場合でもこれを認めるんだということになりますと、さきほどの公共下水道の定義にあるところの市街地との関係はどうなりますか、その市街地というものがそれ以下であっても、大きな工場等があつて、その工場の廃水を流すために公共下水道が必要である場合には、これは市街地が小さくとも認めるということであるのか、一定の市街地の区域が存在して、なおかつ工場があるという場合にはのみ公共下水道として認めるのか、その点はどうなりますか。

○政府委員(町田稔君) ただいま御意見のございました最後の場合を考えておりまして、市街地内に工場があるという場合に公共下水道に流入させると、こういうことにならるかと考えております。

○西田信一君 そうすると、重ねて伺

います、市街地を含めて、工場を含めて、さつきの市街地の規格に合うものを公共下水道として認めると、こういう結論でございませう。

○政府委員(町田稔君) さようでございませう。

○坂本昭君 近代都市計画、特に近代都市の環境衛生上今度の新しい下水道法案が提出されたので、むしろおそきに失しているというふうな感じがしないでもないのですが、先ほど来岩井委員、西田委員が論じられておった点は、私はやはりききわめて重要な点であつて、特に一点について私はお伺いしたいと思ひますが、それは第二十一条に、公共下水道管理者の点が規定されておりますが、この公共下水道管理者の指導監督はだれがどういふふうにしてされるのですか、建設省にお伺いしたい。

○説明員(志村清一君) 下水道法案におきまして、所管大臣といたしましては、終末処理場を除く分については建設大臣、終末処理場については厚生大臣となつております。おのおのその担当に従つて主務大臣が公共下水道管理者を監督するという格好になるかと思ひます。

○坂本昭君 この場合は、特に放流水の水質検査というものは、結局終末処理場において処理された処理液、あるいは放流水の問題かと思うのです。従つてそうならば、これは厚生省の責任になるという意味なのですか。

○説明員(志村清一君) 放流水につきましては、第八条に「公共下水道から河川その他の公共の水域又は海域に放流される水(以下「放流水」という。))と

は終末処理場のあるものとなひものとございませう。ある場合につきましては、当然終末処理場に関連いたしまして、厚生大臣の方でみるということに相なつております。

○坂本昭君 なかなか複雑で、ある場合には厚生省が指導監督し、ある場合には建設省が指導監督するといふ、何か行政措置の面でも非常に複雑なことが出てくるんじゃないですか、私は明確に、この公共下水道管理者というものの対しては、一貫して建設省なら建設省が指導監督をする、そうしてその指導監督の方針は政令でこのように定める、たとえば水質検査等の基準はこういうふうにする、そのきめに当つては技術的に建設省が指導する、何かそういうふうな明確にしておくべきじゃないですか。

○政府委員(町田稔君) 放流水の水質基準等はただいまお話がございましたように、政令で定められるわけでございますが、その際には政令通りの水質で水が放流されておるかどうかという監督の問題があとに残るわけでありまして、その点ただいま総務課長からお答え申し上げましたように、終末処理場があつて、終末処理場を通して水が放流される場合には厚生大臣が最終的に監督をする、それ以外の場合には建設大臣というふうなこの法律にはなつております。多少複雑な形になつておりますが、これは先刻来お答えいたしておりますように、所管が両省にこういふふうに分れております結果、そういうふうになつたのでございまして、非常に理想な形だとは考えませんが、過渡的にはそういう形でやむを得ないんじゃないかと存する次第であります。

○坂本昭君 従つて先ほど岩井委員からも再三指摘されておつたように、都市の環境衛生上の問題からすると、むしろこれは厚生省が将来一貫してやるべきじゃないかという意見も私は当然出てくる問題だと思ひます。というの

は、かりにこの水質基準に反したような放流が行われ、あるいはそういう終末処理が行われておつた場合ですね、その処分、場合によればその廃液を止め、停止する場合の責任は一体だれがとるのですか。だれが廃液をやめる、場合によれば工業の、先ほど来西田委員の質問にもありました通り、工業の処理水も入ってくる、そうした場合には工業生産をとめるというふうな問題も当然起つてくると思ひます。そういう場合の責任者はどの省になるか。これは建設省、厚生省、両方からお答えしていただきたいと思ひます。

○政府委員(尾村傳久君) まず第一に先ほどから、この放流水の水質検査そのものさへ両省にわたつておるのじゃないかという点と、それから衛生の立場から、両方とも衛生行政の立場からこれを監督すべきだというお話。実は終末処理場があります場合には、その水質というものは、もう前提いたしまして終末処理場の機能、能力でこれを作ります以上は、そこに入ってくるのはどうせこれはきかないもの、不適当なものでございまして、終末処理場を設ける、それから排出されるものが中途半端に排出されるなら、これは不完全な終末処理でございまして、これが機能と機構は、必ず放流水が一定のいものでなければならぬ、こういうものに基いてこれは構造や何かを作る

わけてございます。これは大体そこでで問題が片づく、ただしこれがいろいろなかことで機能が故障したり何かすれば、結果は水質が悪くなることになり、それから検査をして、やはりこれには強い監督をしなければならぬ、さよ

うな意味で関連性があるので一応これは厚生省。それから一般のずっと流れたばなしで放流地域に行く、これは川もありますれば、下水に限らず、いろいろな放流水がそのまま海域に行く、あるいは公共水域に行くのが多数あるわけでありますが、これは水質検査の結果不良の場合、これで工合が悪く、こういう場合に、現在のところ、こういうふうであつちやいかなということ

は言えましようけれども、このだれを、これはいかんと言つて改良さすかというのは現実にはすぐには出てこない、むしろそういう場合には、この改善方法としては終末処理場を作らせるということが解決方法になるわけでございます。さような場合にはこの覺書にあります通り、兩省で極力今の水質が必ずよくなるような構造、規格を持った終末処理場を作らせるようにその公共団体に勧めていく、こういう形になるわけでございます。

○坂本昭君　そうしますとですね、具体的に、たとえば一、二例をあげますと、これは尾村部長御存じでしょう、熊本の水俣市ですか、企業ができましたね、たしかマンガンによる多分工業の廃液の中のマンガンではないだろうかとということですね。あそこの場合には、市街地ではないだろうと思うのですが、もしあいうような工場が市街地にある、そしてきわめて危険である、そういうような事例の起った場合

合、その責任は、あの町の公共団体がその終末処理場を作るという責任において解決されるか、それとも、その工場がその特殊な生産をストップしてこの責任をとるか、そういう場合、一体どうなりますか。

○政府委員(尾村偉久君) これは、十二条にございますように、その工場廢液が公共下水道につながっておる場合、そのもとに工場廢液があります場合、中には、この十二条で規制されるわけでございます。すなわち、その工場それ自身に、下水道の管理者の方が必要な措置をしなければいかぬということが言えるようにござんております。

それから、今实例の出ました奇病の、水俣市の問題は、これは下水道を、つけておりませんので、海に今のところ直接工場から流れてくる、これが海底にたまったと推定されます。それを魚が食べた。その魚を人間が食って、非常に重症な中毒症状を起した、こういう形でございます。従って、これは私は、下水道でなくて、むしろ近い将来何らか措置しなければいぬ、いわゆる工場廢渣の直接の処理、こういう規制がぜひ今必要になってくる。そう

いう意味で、この下水道の終末の水質をも規制するものになり、きょうな一切の排水関係を規制しようということで、先般乗経済企画庁が窓口になりまして、各省と共同で、水質汚濁防止法というのがぜひ要するというところで、提案をお願いしまして、各省が進めておるわけでございまして、まだ提案になっておりませんが、あれによりまして、公共の水の汚濁防止の基準がある、さらにその基準をきめるには審議会、

これに基いて、こういう各種の法律上の水質の基準がきまつてきますので、ある程度それは機械的に基準等ではできるといふような観点で進めておるわけでございます。

○坂本昭君 この下水の問題は、結局

われわれの文化生活のいろいろの人間による、あるいは機械による、あるいは生産による最終の廃棄物処理機関ということになりますので、むしろこういう建築的な面よりも、先ほど岩沢委員が指摘せられた通り、環境衛生上の面が私は非常に重大な要素を持つてくるだろうと思うのです。特に今、水質汚濁防止法ですか、そういう案が計画されているということで、これはぜひ

促進していただきたいと思います。たとえば、こういう例もあると思うのです。最近の放射性物質のいわゆるウエイスト・デイスボーズルというのは、廃棄物処理というのですか、これは、特に市街地の場合には、東海村の原子力研究所などは、市街地とは言われませんが、病院などにある放射性物質の廃棄、これなどは、これは尾村部長の監督のもとにあると思いますけれども、そういうものをどんだん下水の中へ捨ててしまってもわからないので

す、だれも。ですから、この第八条に、水質の基準というものが出ていますけれども、これには、細菌学的ないろいろな基準などが出ていますが、そういう特殊な調査に対する基準というものを入れていないようですが、私は、第八条の水質の基準ということについて、どうもこの程度では、近代都市においてはまだまだきわめて不十分である。そういう点では、先ほど来西田委員もそれから岩沢委員も指摘せら

れておったのですけれども、この下水道法案というのは、どうもこれは、最終的な理想的な法案ではなくて、日本の近代都市を作り上げていくための、ともう暫定的な法案になりそうで、将来これがどんどん改革されるということ

は、きわめてお互いにとつてありがたいことですが、特に第八条の水質の基準については、この程度のものでなくて、もう一歩進めたものをせひ作つていただきたい。それについて、今言つておられた、その法案の準備、それがいつまでできるか、そうしてその内容にはどの程度まで含まれているか、御説明いただきたい。

○政府委員(尾村倬久君) 水質汚濁防

止法案のことであるかと思いますが、これは、この法案を作る協議会ができて、経済企画庁が中心になりまして、関係各省それぞれその協議会の委員になりましてやった結果、ある程度の案はまとまりました。ただ、一、二の省との間で、まだ最終の調整がとれぬということで、この国会にもまだ提案がみられない、こういうことでございます。その場合に、基準がどの程度のものでできるかという、やはり政令等できめるようになっておりますが、

その案まではまだ具体的に なって おり ません ですが、審議の過程では、一番 今やかましい放射 性物質、あるいは今 の中 毒 的 な諸 種 の金 属 物 とい う よう な もの も 当 然 考 え る と い う 議 論 は 十 分 出 て お る、さ よ う な 進 行 状 況 で ご ざ い ま す の で、実 は 最 初 は、こ の 下 水 道 法 の 場 合 に も 水 質 の 問 題 は、そ れ が 平 行 し て 出 る で あ ろ う か ら、そ こ で 一 番 妥 当 な 詳 し い 基 準 が で き れ ば、そ れ を 受 け て 立 て る と い う こ と で、こ こ へ 参 考 資

料に出ておりますのは、あくまでこれは、従来の考えの一面のように存じておるわけでございます。

○田中一君　どうも問題は、厚生省と建設省がいつも所管争いをするような印象をわれわれは受けておるわけで

す。せんだつても擾攘局長でしたか、ここに見えて、住宅行政は今後建設省に一任するというような意味の発言もあったわけです。ところが、相変らず厚生年金の還元融資の住宅というのは厚生省が持っている。この下水道の問題につきましても、われわれ、国会においてこの数年論議をかわしてきて、どうやら今局長が説明したような章句ができて、一つの妥結を見たということ

となつておりますが、従来まで、この下水道の許認可あるいは指導という面は、末端の行政官庁ではどういう扱いをしているわけですか。これはどちらとも、両方で関係しているものと思ひます、今の共管の建前から。そうして今後どういう形で各都道府県なり、あるいは都市が、市町村がやっていくか、両方から一つ伺いたいと思ひます。従来はどうしてやっているか、今後どうするか。

○説明員（岩井四郎君） 従来の認可手

籍は、地方から県を通して兩省に参るわけであります。地方におきましては、やはり衛生部と土木部におきましてそれぞれ……。まず、概括申しますと、衛生部では、書類の受付、それから衛生方面を受け付ける。それから土木部では、工事面を担当して審査して書類を申達する。厚生省と建設省の所管分野は、やはり従来竟書がありまして、一応書類は兩省が受け合う。それによりまして、その竟書の線に沿いま

います。
○田中一君 工業用水の自分の工場における廃液の、その工場内の作業

の終末処理ですね。これはむろん、あなたの方で持っていると思うのですが、しかし、通産省がそういう工場監督の見地から権限を持っているのですか。

○政府委員(尾村偉久君) これは、嚴格に言いますと、現在、法の規制になつていないわけでありまして、公衆衛生上の問題からいへば、各省の要望で、それから、水質汚濁防止あるいはさらに煤煙の問題も法律がないわけでありまして、空気をよこすという煤煙防止法、これが鉄屑防止法として最近ぜひ必要となつてきておるのであります。今までは法的には規制でき得ない、一般的な指導ということであつたかと存じております。

○田中一君 都条例に何かありますね。工場規則とか何とか、あれは何ですか。

○政府委員(尾村偉久君) 工場、事業場の鉄屑防止に関する条例であります。これは、法律によらずに、地方自治法に基いて、適当に都市あるいは数県が現在やつておる、それをしているだけであります。

○田中一君 建築基準法にも、そうした面の規制がどこかにあつたはずだと思ふのですが、基準法三十一條ばかりでなくて、昔は、工場建築というものに対しては、都市建築か何かの法律にそうした意味の条項があつたように記憶しているのですが、これはどうですかね。建設省の方ではわからぬですか。

○政府委員(尾村偉久君) 私の存じておりますのは、工場安全規則によりまして、今は労働安全衛生規則と書いてありますが、従業員の衛生を守るた

めに、事業場の中のいろいろの空気の汚染とか、あるいは物体のいろいろの取扱ひの規制を受けておりますが、外のいろいろな広い公衆のための衛生を規制するのは、今のところは、工場以外にはないように存じております。

○田中一君 そうすると、厚生省としても、築造に対しては場合によれば建設省の方にまかせてもいいんだし、尿尿、工場廃液等水質に関する問題は、どうしても自分の方が持つていたいという御意向のように、極めて割り切つて考えてもいいんですか。

○政府委員(尾村偉久君) 大体それに近いと思ひます。今の尿尿、すなわち糞便、小便の処理ということについては、厚生省というものが今のところ必要であります。ただ、その処理方法として浄化槽もあるし、終末処理というのもあるわけで、そこで、この監督と指導を、狭義でございしますが、これを持つて、分けられないような関係でございします。

○田中一君 浄化槽は、御承知のように、たしか建築基準法で、明らかに浄化槽の設置というものは規定しておるわけですが、一種の終末処理場も浄化槽にすぎないのですよ、尿尿の場合を考えたならば、だから、その規模の大きなものは、厚生省がするのだということにはならないと思ふのですがね。そうすると、今の私の申し上げたこと、またあなたも納得したような形の修正案を当委員会で作ることは、もっとも、厚生省としては、妥当なものであるというふうなお考えに納まってきたように私は印象づけられました。

そこで、建設省の方へ伺いますが、そのような形で当委員会が修正をした場合には、建設省としては好ましいと思ひますか。そういうものは迷惑であるというふうなお考えですか。勇氣をもつて言つて下さい。

○政府委員(町田稔君) 実は、下水道法を出しました際に、ただいま御質疑のありました点につきましては、大いに各省、ことに建設省、厚生省の間にございまして議論をいたしましたし、それから下水道法をやりするための開議等におきまして、その点も十分考慮をされて、御承知のように、この案の基礎をなしておりますのは、昨年定められました設置法でございまして、設置法でも、この案と同じような形で所管がきめられております。それで、その際にも実はもう大いに議論をいたしました。それで、建設省といたしましては、先刻来先生方のおっしゃつておられるような立場で議論をいたしましたし、厚生省といたしましては、先刻来部長から御説明のありましたような立場からの議論があつたわけでありまして、それで、それぞれ理由があるわけではございますが、結局、政府といたしましては、今下水道法に現われていような形でやるのがまあ一番いいんじゃないかということにきまつたわけでございます。その点は、私にいたしましては、特にそれと違つた発言をするわけには参らないと思ひます。

○田中一君 むろん解散がまえで、いつ解散になるかという懸念があつて、この法律が通らぬと困るというものが、むろん町田局長の腹の底だろうと思ふのです。どうやら今日の新聞を見ても二十四、五日ごろまでは解散はなさそうですから、社労との連合も持つ

て、そうしてやはり国会としては、妥当な、われわれが判断して正しいと思ふものを作るのが一番望ましいのです。これはもう、今まで私が申し上げていようなことは、局長も事実そういふことを言つておるから、決して私が今申し上げたことが間違ひではないと思ふのです。そこで、むろん法律の修正権もわれわれは持つておりますし、今までの行きがかりというものは、これはもう長い伝統がございします。なかなか話し合ひの困難な面がたつきあると思ふのです。そういうものを解決するのは、やはり国会でなくちゃならぬと思ふのです。従つて、今、町田君の場合には、一応こういう申し合せができたからどうにもならぬという……どうにもならぬというよりも、これ以上のことは申し上げられないということの腹の中には、あるいは一つの期待があるんじゃないかと、こう考えております。

今日一つこの程度にして、厚生省、建設省ともにもう一歩話し合ひを進めて、われわれも各会派に持ち帰りまして、今申し上げたような点について、これは一番重大な問題ですから、この点についてお話をしてみたいと思ふのですが、委員長、この際もうこの辺で委員会を閉じて、各会派に持ち帰つて相談したらどうかと思ふのです。が、どうでしょう。

○政府委員(尾村偉久君) 先ほど町田局長にお尋ねがありましたので、まあこちらにもお尋ねがあったとして……全く計画局長が言われた通り、政府当局としては、ああいう形では御審議をお願いしたわけでありまして、な

お、厚生省としては、先ほどから御説明いたしましたように、これは決して現在のところ、所管争ひとかいうつもりはないのでございします。あくまでも厚生省としては、尿尿というものが実は非常なやかましい問題で、任務を負わされていものでございしますから、これを全般的に能率的に処理せざるを得ない。いろいろな手段を考えましたが、この下水によるものを一番理想的な形として、その当分の間の処理の方法としてという形でございします。尿尿の処理をうまくやるということには、どうしても処理の機構が中心になるものでございします。築造と、それから尿尿を衛生的にやるということ、これはわれわれの見解でも今のところは分けられない、表裏一体だ、かように考えておられて、厚生省が所管するのが当然じゃないかという協議で、このうう形になつたのです。この点だけ御説明させていただきたいと思ひます。

○田中一君 それでは、建築基準法にありますが、その浄化槽ですか、これもあなたの方ではいいという御意向なんですか。

○政府委員(尾村偉久君) 実はこれも、今各都道府県で、この最後の日常の管理というものは、これは全部厚生省の所管でやつておるわけなんです。できましてからこれをばい出しますと、全部これは、環境衛生監視員というのが保健所に置いてありまして、これが全部周辺からの処理苦情を聞き及びまして、これの改善をやる、築造のときのことをやつた場合には、必ずこれは通報をしなければいけません。このことになっておりまして、そのときからこれ

の大體分が、最近のいろいろの風呂の状況と、築造が前からの規定と合わないなり、逐次これはいろんなものが進歩しておりますから、こういうことで、今いろいろの問題を起してありますので、率直のことを申し上げると、築造の基準の設定、これは省令で定めなければいけません、これらは、できれば厚生省であとの監督と同時に引き受ける、そして基準を衛生的見地で定めて、手続は機械的問題になりますから、これは、一々個人個人の家庭が建築するのは非常に数でございしますから、これは、建築基準の認可届出の一本でいいじゃないか、こう考えておりますが、実質は、できれば、築造の省令基準、監督権は現にやっておりますが、これは一本でいきたい、かように考えておるのです。

○政府委員(町田稔君) 私も、建築基準法の関係、特に今お話しになっております点につきましては、十分知識がございませんので、今私の意見を申し上げることができませんが、おそらく厚生省の方からはそういう希望があつて、住宅局長等とも御折衝になつたことがあるのだらうと思います。今直ちにそのいきさつ等については、私知識がございませんので、お答えいた

〔田中一君 建設省も、おそらく麻呂の分析までしようという考えは持つておらないと思います。しかし、築造するのは、むしろ直営でやるわけである、工事屋に頼んでやるのでしよう。特に末端の終末処理場も、おそらく厚生省が一々市町村が直営するのを監督するわけでないと思う。そしてまた、今百四十都市やっているといいますが、これらのものを一々出張ついで監督するというような人員もなからうかと思ひます。これは、たまに初めの基準の図面を示したり、どうせようせよという指導は当然するでしよう。しかし、仕事をするのは厚生省自身ができるわけでないのですから、そこで申し上げているわけです。上水道にいたしましても、一々基準はもちろ示すのでありましようけれども、あなたの方

で仕事するわけでないのですから、仕事
の面だけは、一貫して建設省に渡し
た方が、これは一番いいわけです。こ
れは、今まで多目的ダムを作りまし
ても、もう水が余って放流しているに
もかわらず、農林省の方の灌漑用水
には予算が取れないというようなこと
で、むだに水を流していることが多い
のです。そういう意味で、そうした一

貫した事業は、これは一つのものにや
らせるのが妥当なわけなのです。そこ
で、私はこれ以上言いませんが、われわ
れ国会として、一応社会党なり、自民
党なり、緑風会にそれぞれ持ち帰って
考えて、妥当な方針を立てたい、こう考
えております。そこで、私は、この質
疑は次まで持ち越したらどうかという
ことを申し上げているわけです。その
点はどうぞでしょう。

私も賛成なのですが、それに関連して。結局今取り上げている問題は、日本の大臣から第一線に至る各級行政官並びに技術家の能力問題もずいぶん含まれてくると思う。根本的には、私は田中委員のお考えと全く同じであつて、むしろ私が厚生省側に申し上げたいのは、厚生省側がこうした建築工事に關するこゝまでいろいろ関与するより、厚生省はもつと仕事が多くなると思う。たとえば、先ほどもちよつと出ましたが、死の灰の問題、環境衛生の問題として煤煙の問題、工場の廢液の問題もあります。ああいう放射性物質の分布とか、マグロのカウントの問題であるとか、ああいう重大な点を、厚生省は環境衛生の立場で少し怠慢しているのではないかと思います。それから、国民皆保険とか、昔年金と

か、結核対策とか、もつとやらなければいかぬことがたくさんあるのです。それは、尿尿の処理の問題も大事ですが、それはむしろあつさり建設省に渡してしまつて、厚生省独自のよりやらなければならぬことに重点を置いていくべきです。もちろん、住宅問題などについては、私も建設省にかなり意見がある。建設省の人は、家を建てても

中に住む人間のことは考えない。これは、社会党の住宅政策、ことに家賃対策を取り上げてもらえば解決できることです。建設省に対してもかなり意見があります。厚生省自身がやらなければならぬことがほかにたくさんあるにもかかわらず、いつまでも厚生省のセクショナリズムで、やらなければいかぬことを怠慢して、ほかのところに頭を突っ込む傾向が少し強過ぎるので

点十分反省していただいて、仕事を整理していただき、新しい時代の新しい問題は、特に環境衛生の立場で検討していただきたい。このことを希望として申し添えます。

○理事(稲浦鹿藏君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○理事(稲浦鹿藏君) 速記をつけて。
 本日の質疑はこの程度にして、散会
 いたしたいと思いますが、御異議あり
 ませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○理事へ稲浦庶藏君）御異議ないと認め、本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十分散會

四月九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法案（衆）

台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法案

台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法

第一条 この法律は、台風常襲地帯における台風（豪雨を含む。）以下

同じ。による災害を防除するため
に行われる公共土木施設等に関する

め、もつて国土の保全と民生の安定を図ることを目的とする。

第二条 この法律で「災害防除事業」とは、台風常襲地帯における台風による災害を防除するために行為

同休（これらの機関を含む）。又はその他の者が法令により管理する次に掲げる施設に関するもののうち、内閣総理大臣が当該施設に関する主務大臣の意見を聞き、かつ、台風常襲地帯対策審議会の議決を経て指定するものをいう。

- 一 河川
- 二 海岸
- 三 砂防設備
- 四 林地荒廢防止施設

五 前号に該当するものを除き、水源かん養林、防風林その他の森林保安施設

六 地すべり防止施設及びほた山

この法律で「災害防除事業五箇年計画」とは、昭和三十三年度以

降の五箇年間に於ける災害防除事業の事業計画をいう。

第三条 内閣総理大臣は、台風の来襲回数及び強度、降雨量その他の

事業を立案して政令で定める基準に従い、かつ、台風常襲地帯対策

風による災害が発生している都道府県の区域の全部又は一部を台風

常襲地帯として指定する。

内閣総理大臣は、前項の指定を

ればならない。
(災害防除事業五箇年計画の決定)

大臣は、当該災害防除事業につ
き、関係都道府県知事の意見を聞
いて災害防除事業五箇年計画の案

を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、災害防除事業五箇年計画を関係都道府県知事に通知しなければならない。

(災害防除事業五箇年計画の変更)

第五條 災害防除事業に関する主務大臣は、災害防除事業五箇年計画を定める基礎となつた事情が著しく変更したときは、関係都道府県知事の意見を聞いて災害防除事業五箇年計画を変更する案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による閣議の決定があつた場合に準用する。

(台風常襲地帯対策審議会の設置)

第六條 総理府に、台風常襲地帯対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の所掌事務)

第七條 審議会は、この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項その他台風常襲地帯における災害の防除に関する重要事項を調査審議する。

- 二 参議院議員のうちから参議院が指名した者 三人
- 三 関係行政機関の職員 八人以内
- 四 都道府県知事 二人
- 五 都道府県議会議長 二人
- 六 学識経験がある者 三人以内
- 2 前項第六号に掲げる委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 第一項第六号に掲げる委員は、再任されることが出来る。
- 4 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
- 5 会長は、会務を総理する。
- 6 委員は、非常勤とする。
- (資料の提出等の要求)
- 第九條 審議会は、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の陳述又は説明を求めることができる。
- (政令への委任)
- 第十條 第六條から前条までに定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。
- (国の予算への経費の計上及び特別な助成)
- 第十一條 政府は、毎年度、国の財政の許す範囲内において、災害防除事業五箇年計画を実施するため必要な経費を予算に計上しなければならない。
- 2 国は、災害防除事業五箇年計画に係る事業を行う地方公共団体その他の者に対し、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第十六條の規定に基づく補助金を交付し、必要な資金を融通し、又はあつせ

んし、その他必要と認める措置を講ずることができる。

(地方財政再建促進特別措置法との関係)

第十二條 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十三年法律第九十五号)に基く財政再建団体である地方公共団体が災害防除事業を実施するために財政再建計画に變更を加えようとする場合においては、自治庁長官は、その財政の再建が合理的に達成できると認める限り、同法第三條第四項において準用する同法第一項の規定による当該財政再建計画の變更の承認に當つて、当該災害防除事業の実施が確保されるよう特に配慮しなければならない。

2 前項の規定は、地方財政再建促進特別措置法第二十二條第二項の規定により財政の再建を行う地方公共団体が災害防除事業を実施する場合に準用する。

(第二次の五箇年計画)

第十三條 内閣総理大臣は、第二條第二項に規定する期間の経過前に、昭和三十八年度以降において更にこの法律の規定によつて災害防除事業を行う必要があるかどうかについて、関係各大臣の意見を聞き、かつ、台風常襲地帯対策審議会の議決を経て、決定しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により昭和三十八年度以降において更に災害防除事業を行うことを決定したときは、その旨を公示しなければならない。

3 第一項の規定により昭和三十八

年度以降において更に災害防除事業を行うことが決定されたときは、当該災害防除事業につき、第二條第二項中「昭和三十三年度」とあるのは「昭和三十八年度」と読み替へて、この法律の規定を適用する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 災害防除事業五箇年計画には、災害防除事業五箇年計画の決定前に実施された昭和三十三年度の予算に係る事業で、第二條第一項に規定する災害防除事業に相当するものを含むものとする。

(総理府設置法の一部改正)

3 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項の表中国土開発縦貫自動車道建設審議会の項の次に次のように加える。

台風常襲地帯対策審議会

より

常襲地帯における災害の防除に関する権限に属せしめられた事項を行う特別措置法(昭和三十三年法律

第四号)の規定に

(経済企画庁設置法の一部改正)

年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第二十号の次に次のように加える。

リ 台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法(昭和三十三年法律第 号)

第九條第六号の次に次の一号を加える。

七 台風常襲地帯における災害の防除に関すること。

四月九日本委員会に左の案件を付託された。

一、下水道法案(予備審査のための付託は三月二十四日)

四月九日本委員会に左の案件を付託された。

一、東北縦貫自動車道建設促進に関する請願(第一五四九号)

一、宅地建物取引業法の一部改正等に関する請願(第一五九四号)

第一五四九号 昭和三十三年三月三十一日受理

東北縦貫自動車道建設促進に関する請願

請願者 宮城県宮城郡松島町長 伊藤政治外二十一一名

紹介議員 高橋進太郎君 三浦 義男君

「国土開発縦貫自動車道建設法」に基づく東北縦貫自動車道建設については、東北自動車道建設促進委員会が調査中であるが、これが実現は当地方の豊富な資源の輸送力弱体性を克服し、且つ急送物の搬出、観光客の誘致および交通激化の緩和に役立ち、また関東、関西方

面との交易を直結し東北総合開発上至
大な効果をもたらすものであるから、
当地方の産業経済の後進性も改善發達
せしめ資源の開発、生産の確保、経済
生活の安定のためにも早急に東北縦貫
自動車道建設を実現せられたいとの請
願。

第一五九四号 昭和三十三年四月二
日受理

宅地建物取引業法の一部改正等に関す
る請願(二十三通)

請願者 大阪府城東区古市南通
り一ノ三〇 岩田沢十
郎外八百五名

紹介議員 一松 定吉君

昭和三十三年五月二十七日改正の宅地
建物取引業法は、改正前の法律に比較
してかなりか酷なものであり、とくに
保証金供託ならびに試験制度は、営業
既得権、生活権を無視したものであつ
て憲法違反の疑いがあるから、本法の
第十二条の一の保証金供託ならびに第
十二条の三の試験制度を撤廃せられる
と共に、山林、田畑、雑種地を取扱う
者も本法を準用せられたいとの請願。

四月十日本委員会に左の案件を付託さ
れた。

一、台風常襲地帯における災害の防
除に関する特別措置法案(予備審
査のための付託は四月九月)

昭和三十三年四月十五日印刷

昭和三十三年四月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局